

1 保険者支援部会及び幹事会について

○保険者支援部会

- ・平成29年の介護保険制度改正において、保険者機能の強化をすべく、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組の制度化が行われるなど、保険者機能が従来の三大業務（保険料・認定・給付）中心から幅広いものに変化
- ・上記の制度改正を踏まえた保険者支援の在り方を検討するため、令和元年度に介護給付適正化部会と介護認定審査会運営適正化委員会とを統合し、保険者支援部会を設置
- ・令和5年1月「保険者の意向を踏まえた支援の充実を図る」という方針の実現のため、有識者中心の会議体から保険者中心の会議体に変更

○幹事会

- ・都内11保険者（5区5市1町）で構成。2つの分野（事業計画・給付分野及び認定分野）において、保険者から具体的な要望を聞き、意見交換を行い、支援策を検討

2 これまでの経緯

○令和元年度 ・部会（令和元年8月 12月）の議論

- ・幹事会における具体的な意見聴取（令和元年9月 10月 11月 令和2年2月）

○令和2年度 ・部会（令和2年7月 令和3年1月）の議論

- ・区市町村に対するアンケート調査（令和3年2月）

⇒検討された「地域分析及び地域課題の把握を支援するための伴走型支援」の実施については、「既存の研修等の枠組みの中で、保険者の意向を踏まえた支援の充実を図る」という方針へ（令和3年8月）

○令和3年度 ・幹事会における具体的な意見聴取（令和3年7月 8月 10月）

○令和4年度 ・幹事会における具体的な意見聴取（令和4年7月 10月）

- ・部会（令和5年1月）の議論

○令和5年度 ・幹事会における具体的な意見聴取（令和5年7月 11月）

- ・部会（令和5年7月）の議論

◆第8期計画期間に引き続き、第9期計画期間においても（1）地域分析の支援（2）助言及び情報提供・共有（3）保険者機能強化のための研修（4）介護給付適正化の推進の4つの視点から、きめ細やかな助言や研修を継続していくことで了承

- ◆オンラインによる研修等の継続や、国から提供された支援ツールの活用支援等の要望あり

3 保険者機能強化に向けた保険者支援（第8期の取組）

（1）地域分析の支援

- ・区市町村の第8期計画における地域分析の記載や「地域分析シート」による分析内容等について、技術的助言の場を活用し、都と保険者で課題を把握、共有
- ・地域包括ケア「見える化システム」を活用した専門家による地域分析のためのグループワーク研修を実施
- ・「見える化システム」の基本的操作研修において、基礎的な操作方法やサービス見込量の考え方、算出方法等を情報提供

（2）助言及び情報提供・共有

- ・技術的助言において、保険者機能強化推進交付金の各指標に係る取組内容等について、関係各課から助言及び他保険者の好事例等を情報提供
- ・介護保険業務セルフチェックシートを活用した助言の実施
- ・離島等サービス確保対策検討委員会の開催や技術的助言等を通じて、離島等における介護保険制度の安定した運営基盤の確立支援
- ・都内保険者の保険者機能強化推進交付金に係る評価指標の該当状況結果や取組と目標に係る評価等について、情報提供

（3）保険者機能強化のための研修

- ・区市町村が自立支援、重度化防止等の取組を推進するために必要な知識や考え方について理解を深められるよう、保険者機能強化のための区市町村職員研修を実施

（4）介護給付適正化の推進

- ・要介護認定においては、区市町村職員や認定調査員等に各種研修を実施し、必要な知識の提供などを行うほか、継続的に個別支援を実施
- ・介護給付適正化推進研修会やケアプラン分析等の個別支援の実施



【第9期の取組】

- ・第9期計画期間（令和6年度～8年度）についても、上記4つの視点から、国の動向や保険者ニーズを把握しながら支援を継続する
- ・また、オンラインの活用、関係部署間の連携、専門家や東京都国保連合会との協働を進める